20子子送第233号

令和2年5月22日

**保護者の皆様へ**

江戸川区子ども家庭部長　弓場 宏之

(公印省略)

**6月以降の保育園の対応について**

**（新型コロナウイルス感染拡大防止）**

平素から本区の保育行政にご理解、ご協力いただき誠にありがとうございます。

新型コロナウイルス感染症の拡大防止に向け、皆様に家庭保育等のご協力をいただいていることもあり、本区の10万人あたりの陽性者数は、23区の中で最も少なく抑えられています。あらためて皆様のご協力に感謝申し上げます。

一方で、今後懸念されている新型コロナウイルス感染症の再拡大や第二波を防止するためには、密閉・密集・密接のいわゆる「３つの密」を避けることが不可欠です。

そこで、6月以降の保育園の対応については以下のとおりといたします。保護者の皆様にはご理解・ご協力いただけますようお願いいたします。

記

**１　育児休業延長による復職期限について**

　　復職期限を7月1日から10月1日に変更します。（該当者には別途通知します。）

**２　6月分の保育料について**

　　江戸川区民の0～2歳児クラスで家庭保育や育児休業等により登園しない日があった場合は、6月分の保育料まで引き続き日割り計算とします。（該当者には別途通知します。また、7月からは通常の保育料の取り扱いとなります。）

**３　保育園内の感染予防**

（１）健康管理

　　・必要に応じて検温し、体調の変化に目を配ります。

* 発熱や呼吸器症状（息苦しさ、呼吸困難等）が認められた児童については、解熱後

24時間以上経過し、呼吸器症状が改善傾向となるまで保育園の利用ができません。

（２）衛生管理

　　・こまめに手洗いと手指の消毒を行います。

・定期的に換気し、毎日、遊具や保育室の消毒を行います。

・職員はマスク着用を原則とします。

（３）３つの密を避ける工夫

　　・園への送迎時間が重ならないようご協力ください。

　　・外部との接触を減らすため、園舎への立ち入りを制限する場合があります。

　　・児童を一か所に集めた集会等は行いません。行事は、内容変更や中止する場合があります。

　　・給食や午睡は、子ども同士の間隔をできるだけ空けるようにします。

　　・外遊びと室内遊びを分けるなど、室内の密集を防ぎます。

**４　その他**

　　保育園の利用制限は、すでに通知しておりますように5月31日までです。今後の感染状況や国及び東京都の動向により、新たな対応が必要になった場合はお知らせします。

＜問い合わせ＞

私立保育施設の運営について　　　　 子育て支援課運営支援係　(5662)5028

区立保育園の運営について 　 　　保育課庶務係　(5662)0063

保育料・育児休業延長等について　 　保育課保育係　(5662)0066